

那珂川町立馬頭西小学校いじめ防止基本方針

地域・PTAとの連携強化

【教育理念】 教職員の意欲と創造性をもとに、活力ある教育活動を展開し、豊かな心を持ち、自ら学び自ら考え、社会の変化に主体的に対応できる児童の育成をめざす。

関係機関との連携強化

【教育目標】 豊かな人間性を育み、実践力のある子の育成
○自ら学ぶ子 ○思いやりのある子 ○たくましい子

【いじめ問題に関する基本理念】

いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組みを組織的・計画的に進め、いじめのない学校づくりを行う。

『いじめ防止連絡協議会』（定期開催）

- (1) 構成員
校長、教頭、教務主任、学級担任代表、児童指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員、保護者代表、児童代表 等
- (2) 実施する取組
ア 未然防止対策
○いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案 ○全体指導計画の進捗状況の把握と改善
○いじめに関する意識調査（児童・保護者） ○集団を把握するための調査の実施と結果の分析・共有
○いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価 ○校内研修会の企画・立案
○配慮を要する児童への支援方針決定 等
イ 早期発見対策
○いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有 ○情報交換による児童の状況の共有 等
- (3) 取組の改善
協議会において、学校基本方針を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

『いじめ対策委員会』（随時開催）

- (1) 委員
校長、教頭、当該学級担任、児童指導主任、養護教諭、その他関係の深い教職員、必要に応じて町教育委員会派遣の外部専門家 等
- (2) 実施する取組
ア 調査方針、分担等の決定
○目的の明確化 ○行動の優先順位の決定 ○緊急アンケートの実施 ○関係ある児童へ事実関係の聴取
○保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する） ○町教育委員会への報告
○関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など
イ 事実関係の把握
○アンケート調査、児童生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
○関係ある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。
ウ 指導方針の決定、指導体制の確立
○学校、学年、学級への指導、支援 ○被害者、加害者等への指導、支援 ○観衆、傍観者等への指導、支援
○保護者との連携 ○町教育委員会との連携 ○関係機関との連携 ○地域（児童委員、民生委員等）との連携

【いじめの未然防止】

いじめの起こらない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成に努める。

- (1) いじめの起こらない学校づくり
①校内指導体制の確立 ②教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上 ③学業指導の充実 ④道徳教育の充実
⑤人権が守られた学校づくりの推進 ⑥特別活動の充実 ⑦ネットいじめへの対応 ⑧保護者・地域との連携
- (2) 指導上の留意点
①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
②発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

【いじめの早期発見】

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 早期発見のための認識
①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
②日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- (2) 早期発見のための手立て
①教職員による観察や情報交換 ②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施 ③教育相談体制の整備
④相談機関等の周知

【いじめの早期解決】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- (1) 早期解決のための認識
①いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
②いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 早期解決のための対応
①いじめの発見や相談を受けたときの対応 ②組織的な対応 ③いじめの事実調査 ④いじめられた児童又はその保護者への支援 ⑤いじめた児童への指導又はその保護者への助言 ⑥集団（観衆・傍観者）への働きかけ ⑦ネットいじめへの対応 ⑧警察との連携 ⑨継続的な指導